

# 「新たな行財政改革の取組み（改訂版）」後半期（H24～26）の方向性

平成23年11月25日  
北 海 道

## 1 基本的な考え方

- 道では、平成20年2月に「新たな行財政改革の取組み（改訂版）」を策定し、平成26年度までを推進期間として、歳入・歳出全般にわたる徹底した見直しを計画的に進めてきており、その結果、収支不足額は平成18年度をピークとして徐々に減少し、道債残高も地方交付税の振り替わりである臨時財政対策債の増額分や補正予算債などの特例的な地方債を除き、着実に減少してきている。
- しかしながら、世界的な経済危機や東日本大震災の発生など厳しい社会経済環境の中で、道民の安全・安心の確保や活力ある北海道の未来を築くために不可欠な施策については、必要な水準を維持するとともに、新たな財政需要についても対応する必要があったことなどから、結果として、H20.2改訂時に見込んでいたH23計画の姿と比べ、収支対策を実施してもなお調整を要する額（要調整額）が拡大した。
- こうした状況を踏まえ、行財政構造改革を着実に進めるため、平成26年度までの後半期3年間における収支対策を以下の方向で検討する。

## 2 前半期（H20～23）における取組状況

[H23.2定時における収支見通し（一般財源ベース）]

（単位：億円）

区 分		H23 H20.2改訂 a	H23 H23.2定 b	増 減 b-a	主な内容
歳 出	人 件 費	5,740	5,930	190	共済制度改正増等
	投資的経費	950	710	▲ 240	国直轄事業負担金減等
	道債償還費	4,590	4,380	▲ 210	金利減等
	義務的経費	4,310	4,260	▲ 50	
	保健福祉関係	2,320	2,420	100	医療費増等
	その他	1,990	1,840	▲ 150	税関係交付金減等
	その他歳出	1,440	1,660	220	施策水準維持・新規施策等
計 A	17,030	16,940	▲ 90		
歳 入	道税・交付税等	14,180	14,280	100	交付税増等
	その他歳入	1,690	1,550	▲ 140	地方消費税清算金減等
計 B	15,870	15,830	▲ 40		
収支不足額(B-A) C		▲ 1,160	▲ 1,110	50	
収支 対策 D	財政的調整	590	450	▲ 140	行政改革推進債、退職手当債、満括基金への積立の留保
	歳出削減等	480	470	▲ 10	歳出削減（人件費、投資的経費、その他歳出）、歳入確保
要調整額 C+D		▲ 90	▲ 190	▲ 100	

※H23(H20.2改訂)の「道総研」人件費分100は比較のため「その他歳出」にカウント

総務部財政局財政課（予算グループ 主幹 野崎 直人）  
連絡先 011-204-5032（内線22-208）

### 3 後半期（H24～26）における収支対策

- 平成23年2定補正予算編成後において、平成23年8月に閣議決定された国の「中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）」などを踏まえ、今後の収支見通しの精査を行ったところ、平成24年度以降も、引き続き多額の収支不足が発生することが避けられない見通しにある。
- このため、収支見通しの精査を踏まえた収支不足額に対し、行政改革推進債や退職手当債を最大限活用するなど可能な限りの財政的調整を行った上で、なお不足する額について、歳出削減などに取り組む。
- これらの収支対策を実施してもなお調整を要する額（要調整額）については、毎年度の予算編成や執行方法の見直しなどを通じて、最終的に収支の均衡を図る。
- こうした取組みにより収支不足への対応を図る一方、新規道債発行の抑制を図り、道債残高は地方交付税の振り替わりである臨時財政対策債の増額分や補正予算債などの特例的な地方債を除き、平成26年度末に概ね5兆円程度とするとともに、中長期的にも、実質公債費比率が25%を超えて財政健全化団体となることのない財政運営を行う。

区 分		内 容		
歳 出 削 減	人 件 費	○給料、管理職手当の縮減など		
	投資的経費	区 分		内 容（一般財源ベース）
		公 共 事 業 費	補 助 事 業 費	前年度対比 ▲8%程度
			国直轄事業負担金	前年度対比 ▲3%程度
		投資単独事業費	特別対策事業費	前年度対比 ▲7%程度
			公共関連単独事業費	
施設等建設工事費	⑲規模継続(※)			
※施設等建設工事費については、⑲規模継続を基本とし、耐震改修等緊急性の高いものに配慮				
道債償還費	○新規道債発行の抑制による圧縮			
その他歳出	○前半期における取組実績を踏まえた歳出削減			
歳 入 確 保	○道税・交付税等の確保努力、使用料・手数料等の見直し、遊休資産等の売却促進			

### 4 後半期（H24～26）における収支対策を踏まえた今後の収支見通し

[一般財源ベース]

(単位：億円)

区 分		H24	H25	H26	摘 要
歳 出	人 件 費	5,820	5,770	5,730	職員数適正化計画の反映、退職手当の増減等 直轄負担金過年度償還分の減等 H24以降臨財債1,800億円、H24以降利率⑩2.0% 高齢化の進展による医療費の増等（年90億円）
	投資的経費	650	630	610	
	道債償還費	4,510	4,560	4,550	
	義務的経費	4,350	4,440	4,530	
	保健福祉関係	2,510	2,600	2,690	
	その他	1,840	1,840	1,840	
	その他歳出	1,580	1,580	1,580	
計 A	16,910	16,980	17,000		
歳 入	道税・交付税等	14,310	14,360	14,420	臨時財政対策債の交付税算入分の増
	その他歳入	1,550	1,550	1,550	
計 B	15,860	15,910	15,970		
収支不足額(B-A) C		▲1,050 [▲1,070]	▲1,070 [▲1,010]	▲1,030 [▲880]	
収 支 対 策 D	財政的調整	650 [640]	580 [500]	460 [160]	行政改革推進債、退職手当債、 満括基金への積立の留保 歳出削減(人件費、投資的経費、その他歳出)、 歳入確保
	歳出削減等	350 [30]	440 [60]	520 [80]	
要 調 整 額 C+D		▲ 50 [▲400]	▲ 50 [▲450]	▲ 50 [▲640]	

※[ ]はH23.2定時

年度末道債残高見込 (目標ベース)	52,300	51,000	49,500	…ア	アとイの差は、①減収補てん債(⑲～⑳ 377) ②補正予算債(㉑～㉒ 501)、及び③臨財債の増 発分(㉓～㉔ 7,377)の合計額
年度末道債残高見込 ：臨財債分以外	58,000	57,900	57,600	…イ	
	44,400	43,100	41,500		

## 5 行政改革・財政構造改革の推進

### (1) 基本的な考え方

- 厳しい財政状況の中で、効率的な行財政運営の実現を目指して「新たな行財政改革の取組み（改訂版）」に掲げられた事項を推進してきたところ。
- これまで、職員数の適正化をはじめ、市場化テストや指定管理者制度などを活用した民間開放の推進、札幌医科大学や試験研究機関の地方独立行政法人化など、行財政改革の取組みは概ね所期の目標どおりに推進してきたところ。
- しかしながら、平成24年度以降においても引き続き多額の収支不足が生じる状況であり、「新たな行財政改革の取組み（改訂版）」に掲げられた事項の着実な実行に加え、新たな項目を追加推進する。

### (2) これまでの取組状況及び今後の取組み（主なもの）

項目	これまでの取組状況	今後の取組み
行財政運営システムの見直し等	○道民参加の促進等 ・広報業務の一元化（H23.4） ・附属機関等の委員の公募制及び女性登用の拡大	○道民参加の促進等 → →
	○P D C Aサイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システムの導入 ・フルコストに基づく政策評価の導入・実施（全ての事務事業（約3,800事業）について点検し、次年度の予算・組織機構要求に反映） ・政策評価の見直し（特定課題評価（外部評価））の導入	○P D C Aサイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システムの点検及び改善 ・政策評価、予算編成、組織機構に係る事務の効率化に向けた点検及び改善
事務事業の見直し	○内部管理事務等の全道一元化の推進 ・出納局集中業務室の設置（H23.4）	○内部管理事務等の全道一元化の推進 ・出納局集中業務室の対象業務の拡大
	○ファシリティマネジメントの推進 ・資産の有効活用～庁舎の移転集約、本庁北側駐車場の貸付、ネーミングライツ、広告募集等 ・遊休資産の売却促進～庁舎跡地、職員住宅跡地など	○ファシリティマネジメントの推進 → → ・行政財産の有償貸与の検討 ～自動販売機、店舗等の有償貸与化
	○ICT化による省力化・事務効率化の推進 ・地方税の電子申告の運用 ・電子調達システムの運用	○ICT化による省力化・事務効率化の推進 → → ・情報システムの最適化 ～全庁的な視点からシステムの再構築を検討
	○事務改善の推進 ・事務改善ガイドラインの見直し及び新ガイドラインに基づく事務改善の推進 ・附属機関等、その他協議会の見直し（廃止、統合等）	○手数料等の見直し ○事務改善の推進 → →
民間開放等の推進	○指定管理者制度の導入（㉑まで47施設、㉒3施設）	○指定管理者制度の運用
	○「北海道市場化テスト」の実施 ・庁舎受付業務、道路パトロール業務、道営住宅賃料未収金回収業務など10業務 ・特定課題評価による北海道市場化テスト実施方針の中間点検（H23）	○「北海道市場化テスト」対象業務の拡大 ・旅費業務等の検討
	○施設整備・管理等における民間ノウハウの導入 ・「ESCO事業」の導入 ・P F I や賃貸方式の導入検討	○施設整備・管理等における民間ノウハウの導入 → ・P F I や賃貸方式の導入検討 ～P F I 法改正に対応した対象業務の洗い出し ～定期借地権活用による東京事務所の改築

項 目	これまでの取組状況	今後の取組み												
組織機構の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「道組織の見直し方針」に基づく見直しの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似業務の集約・一元化 ～消費者行政、組合検査事務等</li> <li>・札幌医科大学、22の試験研究機関の地方独立行政法人化</li> <li>・統廃合の推進 ～札幌肢体不自由児療育センターと小児総合保健センター、道税事務所等の統合</li> <li>～網走高等技術専門学院、滝川高等技術専門学院、苫小牧地方環境監視センター等の廃止</li> <li>～中央乳児院、釧路高等看護学院、身体障害者リハビリテーションセンター等の民間移管</li> <li>～近代美術館と三岸好太郎美術館の一体的運営</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「道組織の見直し方針」に基づく見直しの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似業務の集約・一元化 ～文化スポーツ行政の一元化</li> </ul> </li> <li>・統廃合の推進 ～部の出先機関の見直し ～課税事務（自動車二税）などの集約</li> </ul>												
関与団体の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「関与団体見直し計画」の推進及び新計画の策定等 <table border="1" data-bbox="347 763 858 846" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <tr> <td></td> <td>H17.4.1</td> <td>H22.4.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>団体数</td> <td>165団体</td> <td>111団体</td> <td>達成</td> </tr> <tr> <td>派遣職員数</td> <td>136人</td> <td>16人</td> <td>達成</td> </tr> </table> </li> <li>○新「関与団体見直し計画」の推進 (H22.4.1～H25.11.30) <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益法人制度改革に際し関与団体への出捐等について整理</li> </ul> </li> </ul>		H17.4.1	H22.4.1		団体数	165団体	111団体	達成	派遣職員数	136人	16人	達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新「関与団体見直し計画」の推進 (H22.4.1～H25.11.30)</li> </ul>
	H17.4.1	H22.4.1												
団体数	165団体	111団体	達成											
派遣職員数	136人	16人	達成											
公営企業等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○病院事業改革プランの策定・推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・数値目標等の設定・見直し</li> <li>・経営改善の取組の推進</li> <li>・道立紋別病院の移管</li> </ul> </li> <li>○北海道競馬改革ビジョンの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計からの借入金ゼロ目標の達成 (H22)</li> </ul> </li> <li>○地方公社の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道住宅供給公社に係る事業計画（特定調停時）の確実な実行</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次期病院事業改革プランの策定 (H24)・推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の道立病院の役割・あり方の検討</li> <li>・自律的な病院運営の確保が可能な望ましい経営形態の検討</li> </ul> </li> <li>○道営住宅事業の健全化の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化などによる施設のライフサイクルコストの縮減、使用料の負担の適正化、民間指定管理者の参入拡大、収入未済の解消など</li> </ul> </li> <li>○地方公社の見直し</li> </ul>												
定員管理及び給与の適正化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員数適正化の推進（職員数適正化計画の推進） <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事部局職員数 ⑰19,489人→㉓14,658人（△4,831人）</li> <li>・教育庁職員数 ⑰1,091人→㉓923人（△168人）</li> </ul> </li> <li>○給与の適正化等の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務実績の給与への反映～本庁課長級以上の職員（H19年6月期手当から）、一般職員（H20年12月期手当から）</li> <li>・住居手当の廃止（H21.12）、通勤手当、旅費制度の見直し</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員数適正化の推進（職員数適正化計画の推進） <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事部局職員数 ㉓14,658人→㉖12,600人程度（目標）</li> <li>・教育庁職員数 ㉓923人→㉖900人程度（目標）</li> </ul> </li> <li>○給与の適正化等の推進</li> </ul>												
人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「新・北海道職員人材育成推進計画」に基づく取組みの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信教育講座の拡充、振興局職員との意見交換会の実施等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「新・北海道職員人材育成推進計画」に基づく取組みの推進</li> <li>○職員がチャレンジできる環境づくり</li> </ul>												

## 【参考】道財政の中期展望

- 「新たな行財政改革の取組み（改訂版）」は平成26年度までの対策であるが、一定の前提条件に基づき、平成33年度までの今後10年間の道財政の見通しを試算した。
- 道債償還費（臨財債分以外）はこれまでの新規道債発行の抑制効果により、平成30年代には現在の水準より大きく減少し、道債残高（臨財債分以外）も大きく減少する見込み。  
 道債償還費（臨財債分以外） H24： 3,940億円 → H33： 2,880億円 ▲ 1,060億円  
 道債残高（臨財債分以外） H24： 4兆4,400億円 → H33： 3兆 500億円 ▲1兆3,900億円
- 道税・交付税等について、一定程度の伸びを見込むなどの前提条件に基づく試算ではあるが、収支不足は平成32年度には解消されるという試算結果。
- なお、実質公債費比率は、道債の発行利率が2.0%で推移する場合には、平成30年度に早期健全化基準である25%前後となる可能性があり、財政健全化団体となることを避けるためには、今後の金利水準によっては更なる対策が必要である。

[一般財源ベース]		対策期間										(単位：億円)	
区 分		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33		
歳	人 件 費	5,820	5,770	5,730	5,710	5,630	5,550	5,510	5,560	5,500	5,450		
	投資的経費	650	630	610	500	480	470	460	450	440	440		
	道債償還費	4,510	4,560	4,550	4,550	4,470	4,450	4,320	4,330	4,190	4,200		
	臨財債分	570	670	730	800	890	1,010	1,120	1,220	1,270	1,320		
	その他(臨財債分以外)	3,940	3,890	3,820	3,750	3,580	3,440	3,200	3,110	2,920	2,880		
	義務的経費	4,350	4,440	4,530	4,620	4,710	4,780	4,860	4,930	5,010	5,090		
	保健福祉関係	2,510	2,600	2,690	2,780	2,870	2,960	3,050	3,140	3,230	3,320		
	その他	1,840	1,840	1,840	1,840	1,840	1,820	1,810	1,790	1,780	1,770		
	その他歳出	1,580	1,580	1,580	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410		
	計 A	16,910	16,980	17,000	16,790	16,700	16,660	16,560	16,680	16,550	16,590		
入	道税・交付税等	14,310	14,360	14,420	14,550	14,660	14,770	14,880	14,990	15,100	15,210		
	その他歳入	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550		
	計 B	15,860	15,910	15,970	16,100	16,210	16,320	16,430	16,540	16,650	16,760		
収支不足額(B-A) C		▲1,050	▲1,070	▲1,030	▲ 690	▲ 490	▲ 340	▲ 130	▲ 140	100	170		
D	財政的調整	650	580	460	H27以降は次期行財政計画で対策を実施								
	歳出削減等	350	440	520									
要 調 整 額 C+D		▲ 50	▲ 50	▲ 50									

※H27以降はH24～26の歳出削減等の効果を反映

(単位：億円)										
年度末道債残高見込	58,000	57,900	57,600	57,100	56,600	56,100	55,600	55,300	55,200	55,200
臨財債分以外	44,400	43,100	41,500	39,600	37,800	35,800	34,000	32,700	31,600	30,500

(単位：%)										
実質公債費比率	23.1	22.1	22.2	22.7	23.7	24.5	25.1	24.9	24.5	23.5

※条件：利率⑩2.0%、満括基金の積立不足額に対し積み戻しを行わない場合

(H27以降の試算の前提条件)

区 分	内 容	
歳	人 件 費	・ 職員数変動等、定期昇給、退職手当を反映し推計
出	投資的経費	・ 公共（直轄）は新幹線負担金分の増減、過年度償還分の減のみを反映し推計 ・ 他の要素はH26と同額
	道債償還費	・ H27以降の利率は2.0%（10年債）で推計 ・ 臨時財政対策債はH27以降も年1,800億円の発行が続くものとして推計
入	義務的経費	・ 保健福祉関係義務費は高齢化の進展による医療費の増等を踏まえ、年90億円増で推計
	その他歳入	・ H26と同額
入	道税・交付税等	・ 臨時財政対策債の償還に伴う交付税算入額の増分のみを反映し推計 ・ 他の要素はH26と同額
	その他歳入	・ H26と同額

## 新たな行財政改革の取組み（改訂版）後半期における給与措置（案）

### 1 一般職職員に係る給与措置

項目	内容	実施期間
給料の縮減	給料の月額を支給額を次のとおり減額する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職員（管理職手当1～6種） 9%減額</li> <li>・管理職員以外の職員 5.5%減額</li> </ul>	平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間、実施する。
期末・勤勉手当の縮減	期末手当及び勤勉手当の算出基礎額を次のとおり減額する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職員（管理職手当1～6種） 役職段階別加算額を3分の1減額</li> <li>・管理職員以外の職員 役職段階別加算額を4分の1減額</li> </ul>	
管理職手当の縮減	管理職手当（1～6種）の支給額を20%減額する。	
査定昇給に係る上位区分の凍結	査定昇給に係る上位区分（旧特別昇給相当分）を凍結する。	

### 2 特別職職員に係る給与措置

項目	内容	実施期間
給料の縮減	知事、副知事等に係る給料の月額を支給額を25%～10%減額する。	平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間、実施する。
期末手当の縮減	知事、副知事等に係る期末手当の支給額を25%～15%減額する。	
退職手当の縮減	知事、副知事等に係る退職手当の支給額を10%減額する。	